

別添 2

早期退職にかかる募集実施要項

平成 25 年 12 月 25 日
文 部 科 学 大 臣
(大臣官房人事課)

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1. 募集の対象

文部科学省内部部局に勤務する者のうち、一般職の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の「行政職（一）俸給表 6 級以上」又は「指定職俸給表」の適用を受ける職員で、平成 26 年 1 月 31 日時点で「勤続 20 年以上」かつ「45 歳から 59 歳まで」のもの（注 1 参照）

2. 募集人数

6 名

3. 募集の期間（約 1 か月）

平成 25 年 12 月 25 日（水）午前 10 時から

平成 26 年 1 月 31 日（金）午後 5 時まで

※ 応募受付人数の上限（10 名）に達した段階で受付を締め切る（詳細は別添「国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」参照）。

4. 退職すべき期間

平成 26 年 1 月 6 日（月）から平成 26 年 1 月 31 日（金）まで

※ 認定後遅滞なく、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により、退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすことになると認める場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、最小限必要な範囲内で当該期日を延期することがあり得る。

別添 2

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、大臣官房人事課任用班宛に提出する。
（電子メール可。E-mail：[REDACTED]）
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 本人が応募後 14 日以内に通知する。
 - ※ 不認定になる場合は（注 2）のとおり。
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式 2）を応募申請書と同様の方法で提出する

6. 本件に関する相談先

大臣官房人事課任用班

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

電 話：[REDACTED]（内線 [REDACTED]）

E-mail：[REDACTED]

（注 1）次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）平成 26 年 1 月 31 日までに定年に達する職員
- （4）平成 25 年 12 月 25 日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 26 年 1 月 6 日から平成 26 年 1 月 31 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注 2）応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(別添)

「国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する
必要な方法」について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は 6 名、応募受付人数の上限は 10 名とする。
- ② 応募の受付は、先着順とする。
- ③ 11 番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項（注 2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が 6 名を超える場合には、上記②の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日までに受付担当から受付の可否に関する連絡がない場合には、受付担当に問い合わせること。